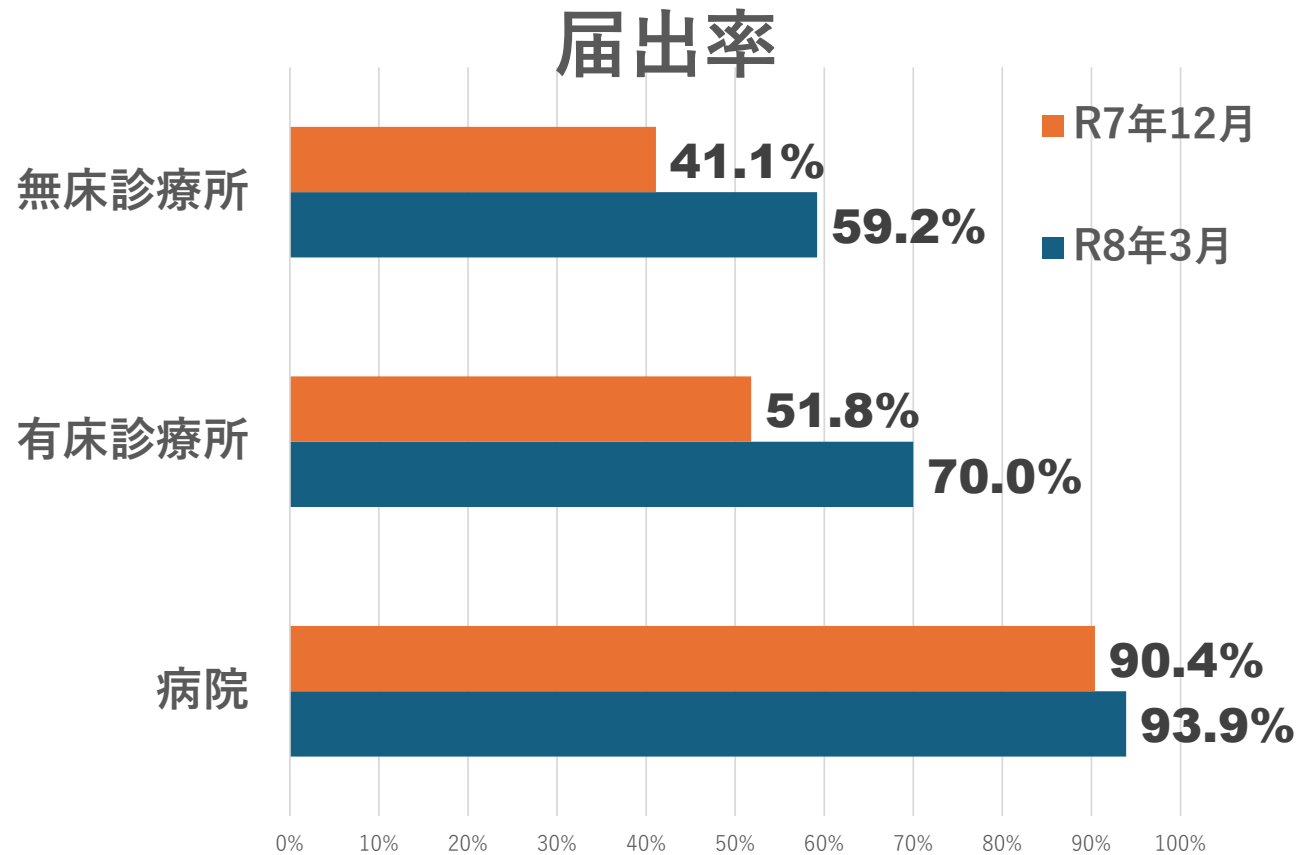


# 令和8年度診療報酬改定

ベースアップ評価料による賃上げ

# ベースアップ評価料の届出状況

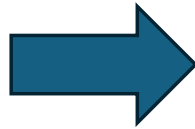


(出所：厚生局ホームページより日本医師会にて集計)

## ベースアップ評価料の見直しの概要

① 対象職種の拡大

② 大幅な増点



算定→職員の賃上げ  
人材確保に活用

③ 8年度・9年度の段階的評価

④ 継続的賃上げ実施医療機関とそれ以外で異なる評価

# 対象職員の拡大

## 現行

【対象となる職員】

**主として医療に従事する職員**

(医師、歯科医師、専ら事務作業を行う事務職員等を除く。)

例) 薬剤師・看護師・看護補助者 等



## 改定後

【対象となる職員】

**当該保険医療機関に勤務する職員**

(40歳以上の医師・歯科医師・薬局薬剤師、業務委託により勤務する者を除く。経営者、法人役員を含まない。)

例) 左記の対象職員に加え、

**40歳未満の医師・歯科医師・薬局薬剤師、  
事務職員 等**

# 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の場合

②大幅な増点

③年度ごとの段階的評価

④継続的賃上げ実施医療機関とそれ以外で異なる評価

令和7年度以前から  
継続して賃上げを行っている医療機関

	令和8年度	令和9年度
初診時	23点(6+17点)	40点(6+34点)
再診時	6点(2+4点)	10点(2+8点)

令和8年度から賃上げを行う医療機関

	令和8年度	令和9年度
初診時	17点	34点
再診時	4点	8点

(参考) R6改定  
外来ベースアップ評価料(Ⅰ)

初診時	6点
再診時	2点

① R8改定  
外来ベースアップ  
評価料(Ⅰ)

初・再診料

令和8年度

② R8改定  
外来ベースアップ  
評価料(Ⅰ)

(①の2倍)

初・再診料

令和9年度

① R8改定  
外来ベースアップ  
評価料(Ⅰ)相当分

R6改定  
ベースアップ評価料  
相当分

初・再診料

令和8年度

② R8改定  
外来ベースアップ  
評価料(Ⅰ)相当分

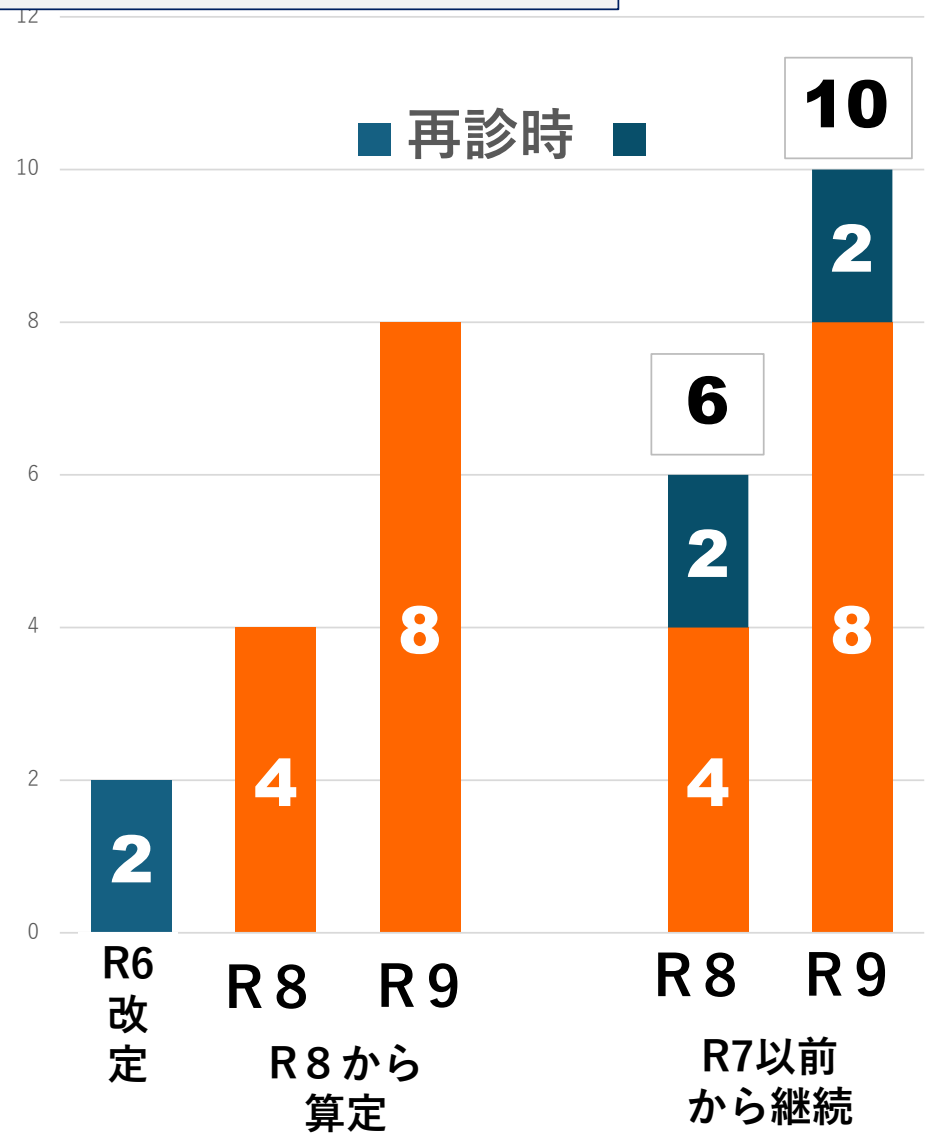
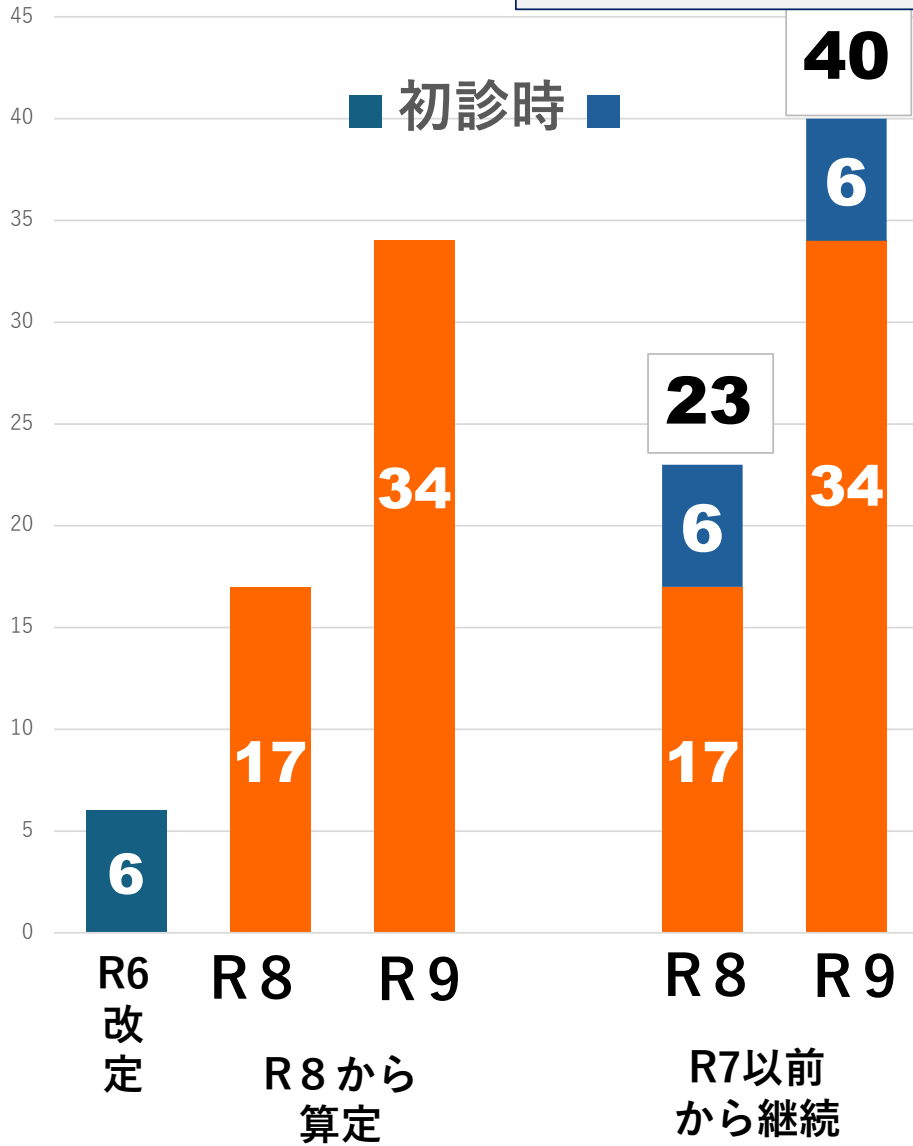
(①の2倍)

R6改定  
ベースアップ評価料  
相当分

初・再診料

令和9年度

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の場合



# 継続的に賃上げを実施する保険医療機関とは？

① 令和8年3月までにベースアップ評価料を算定している保険医療機関

あるいは

② これまでベースアップ評価料を算定しておらず、令和8年度にはじめてベースアップ評価料の届出を行う保険医療機関であっても、ベースアップ評価料を算定する月の対象職員の基本給等を合計し、その額を令和6年3月時点と比較した場合に、**5.5%（看護補助者、事務職員については8%）に相当する水準以上のベア等を行った保険医療機関**

※ ②に該当する医療機関は令和6年3月時点と比較して、

- ・ 看護師等は5.5%
- ・ 看護補助者、事務職員については8%

に相当する水準以上のベア等を行っていることを「様式98」に記載して提出します

**すべての医療機関で届出が必要**  
**(6月から算定する場合 5月中)**

- ① R6改定のベースアップ評価料を届け出ている医療機関も、これから新たに届け出る医療機関も、  
すべての医療機関で届出が必要
- ② **賃金改善計画書の作成は不要**

様式95

〔 外来・在宅ベースアップ評価料 ( I )  
 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 ( I ) 〕 の施設基準に係る届出書添付書類

◎以下について確認の上、必ず☑を記載すること

**誓約書**

忘れずにチェックしてください

毎年8月に、①前年度の資金改善の取組状況について、様式100「資金改善実績報告書」により報告すること、②算定を行っている年度における資金改善の取組状況について、様式100「資金改善中間報告書」により報告することについて、理解しました。

忘れずにチェックしてください

本評価料による収入については全て対象職員の賃上げに充当することについて、誓約します。

8 年 5 月 7 日 開設者名： 日医 太郎

◎必要記載項目

1 保険医療機関コード 1234567  
 保険医療機関名 日医クリニック

2 届出を行う評価料

外来・在宅ベースアップ評価料 ( I )  
 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 ( I )

3 外来医療等の実施の有無

外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関 ( 医科 )  
 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関 ( 歯科 )

4 対象職員 ( 常勤換算 ) 数

4.0 人

※ 対象職員とは、自保険医療機関に勤務する職員をいう。  
 (ただし、40歳以上の医師及び歯科医師並びに業務委託により勤務する者を除く。)

※ 本様式の届出時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。  
 ※ 0より大きい数であればよい。

5 外来・在宅ベースアップ評価料 ( I ) 注5に係る算定要件確認

※以下の①～③のいずれかに該当する項目に、チェックを付けてください。

< 外来・在宅ベースアップ評価料 ( I ) の注5に該当する医療機関 >

①  令和5年3月31日時点において、「外来・在宅ベースアップ評価料 ( I )」を届け出していた保険医療機関

②  「外来・在宅ベースアップ評価料 ( I )」または「入院ベースアップ評価料」を届け出していなかったが  
 本様式届出時点において、施設基準通知に記載された給与水準以上の賃上げを行った保険医療機関

< 外来・在宅ベースアップ評価料 ( I ) の注5に該当しない医療機関 >

③  ①・②に該当せず、「外来・在宅ベースアップ評価料 ( I )」のみを届け出る保険医療機関

(2) 外来・在宅ベースアップ評価料及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料の算定可否

外来・在宅ベースアップ評価料 ( I ) の注5

## 外来・在宅ベースアップ評価料 ( I ) の届出「様式95」

※計算が必要なのは**対象職員の人数のみ**

パートの人数は、勤務時間で常勤換算する

0より大きい数であればよい

### 4 対象職員 ( 常勤換算 ) 数

4.0 人

※ 対象職員とは、**自保険医療機関に勤務する職員**をいう。

(ただし、40歳以上の医師及び歯科医師並びに業務委託により勤務する者を除く。)

※ 本様式の届出時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。

※ 0より大きい数であればよい。

## 令和8年8月の実績報告

以下の実績を地方厚生(支)局長に報告します

① 令和8年3月以前から継続して算定している医療機関

- 令和7年度の「賃金改善実績報告書」
- 令和8年6月以降の「賃金改善中間報告書」

② 令和8年6月から、はじめて算定する医療機関

- 令和8年6月以降の「賃金改善中間報告書」

# 届出・報告のスケジュール

令和8年2月に外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)を届け出た医療機関の例

令和8年								令和9年	
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月～	8月	9月～
R6改定のBU評価料	届出	算定・賃上げ実施					令和7年度の実績報告		
R8改定のBU評価料			届出	算定・賃上げ実施			令和8年度の中間実績報告	令和8年度の実績報告	→

## 報告書について

報告する内容は、おおむね以下のとおりです

- ベースアップ評価料による収入の実績額
- 令和8年5月と比較したベースアップの実績  
(対象職員全体 および 職種別)

## 「様式100」(抜粋)

※「中間報告」と「実績報告」は共通の様式

### ベースアップ評価料による収入の実績額

#### IV-1. ベースアップ評価料等による収入の実績額【(2)の期間中】

(3) 看護職員処遇改善評価料による収入の実績額	0 円
(4) 外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 等による収入の実績額	0 円
(5) 外来・在宅ベースアップ評価料 (II) 等による収入の実績額	0 円
(6) 入院ベースアップ評価料による収入の実績額	0 円
(7) ベースアップ評価料等による収入の実績額【(3) + (4) + (5) + (6)】	0 円

### 令和8年5月と比較したベースアップの実績 (対象職員全体)

#### V. ベースアップ評価料対象職員 (全体) の月額賃金総額に係る事項

(10) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間 (1) の開始月時点】	人
(11) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間 (1) の開始月時点】	円
(12) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	円
(13) 基本給等総額に係る賃金改善実績額 (ベア実績額) (1ヶ月分)【(11) - (12)】	円
(14) ベア等による賃金増率【(13) ÷ (12)】	%
(15) 上記 (14) 以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費 (事業者負担分等を含む。) 等の増加分に用いた額	円

### 令和8年5月と比較したベースアップの実績 (看護職員等) ※事務職員、看護補助者等も同じ

#### V-2. 看護職員等 (保健師、助産師、看護師及び准看護師) の月額賃金総額に係る事項

(16) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間 (1) の開始月時点】	人
(17) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間 (1) の開始月時点】	円
(18) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	円
(19) 基本給等総額に係る賃金改善実績額 (ベア実績額) (1ヶ月分)【(17) - (18)】	円
(20) ベア等による賃金増率【(19) ÷ (18)】	%
(21) 報告書届出年度の賞与の支給月数	か月
(22) 前年度の賞与の支給月数	か月

## 賃上げの目標について

- 今回のベースアップ評価料は、令和8年度に3.2%（看護補助者・事務職員は5.7%）の賃上げを実現し、令和9年度には令和8年度の2倍の賃上げを目指すとされておりますが、これはあくまでも政府の目標です
- ベースアップ評価料の算定要件は評価料として入ってきた収入を全額賃上げに使うことであり、目標の数値に届くことは要件となっていません。
- したがって、**賃上げ目標の数値に届かなくてもベースアップ評価料は算定できます。**
- もちろん、ベースアップ評価料による収入に医療機関の自助努力を加えることで政府目標の数値を目指す、ということも妨げるものではありません。

## 疑義解釈(その2)

令和8年3月31日付け厚生労働省保険局医療課

問7 令和8年度診療報酬改定において、令和8年度及び令和9年度にそれぞれ3.2%分のベースアップ実現を支援するための措置（看護補助者及び事務職員についてはそれぞれ5.7%）が講じられたところ、ベースアップ評価料を算定しても3.2%及び5.7%のベースアップを達成できない場合であっても、ベースアップ評価料は算定できるのか。

(答) 可能。ただし、施設基準に定めるとおり、当該評価料により得られる収入は、全て、対象職員の基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いること。